

新旧対照表

□公益財団法人計算科学振興財団スーパーコンピュータシステム利用契約約款

現 行	改 定
<p>(定義)</p> <p>第2条 この約款において使用する次の用語をそれぞれ次のとおり定義する。</p> <p>(1)「理事長」とは、公益財団法人計算科学振興財団理事長のことをいう。</p> <p>(2)「利用者」とは、FOCUSスパコン利用サービスを利用する法人等のことをいう。</p> <p>(3)「プロジェクト」とは、利用者がFOCUSスパコン利用サービスを利用して、問題の解決をするための契約単位のことをいう。</p> <p>(4)「従事者」とは、プロジェクトに従事する自然人のことをいう。</p> <p>(5)「責任者」とは、プロジェクトを代表し、また従事者の管理監督の責任を負う者のことをいう。</p> <p>(6)「連絡責任者」とは、プロジェクトを代表し、財団との連絡窓口の責任を負う者のことをいう。</p> <p>(7)「ジョブ」とは、FOCUSスパコン上で利用者の意図を持ってコンピュータ実行される個々のプログラム単位のことをいう。</p> <p>(8)「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(9)「HPC」とは、High Performance Computingの略であり、通常の個人用計算機や一般商業用計算機等と比較して高性能な計算資源を用いること及びその関連技術のことをいう。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第6条 FOCUSスパコンの利用については、日本国政府等が定める「輸出貿易管理令」等により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない人員のみが利用資格を持つ。</p> <p>(計算資源)</p> <p>第8条 FOCUSスパコン利用サービスにおいて提供する計算資源は次のとおり構成される。</p> <p>(1) 演算サーバシステム</p> <p>(2) ストレージシステム</p> <p>(3) フロントエンドサーバシステム</p> <p>(4) データ処理サーバシステム</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この約款において使用する次の用語をそれぞれ次のとおり定義する。</p> <p>(1)「理事長」とは、公益財団法人計算科学振興財団理事長のことをいう。</p> <p>(2)「利用者」とは、FOCUSスパコン利用サービスを利用する法人等のことをいう。</p> <p>(3)「プロジェクト」とは、利用者がFOCUSスパコン利用サービスを利用して、問題の解決をするための契約単位のことをいう。</p> <p>(4)「従事者」とは、プロジェクトに従事する自然人のことをいう。</p> <p>(5)「責任者」とは、プロジェクトを代表し、また従事者の管理監督の責任を負う者のことをいう。</p> <p>(6)「連絡責任者」とは、プロジェクトを代表し、財団との連絡窓口の責任を負う者のことをいう。</p> <p>(7)「ジョブ」とは、FOCUSスパコン上で利用者の意図を持ってコンピュータ実行される個々のプログラム単位のことをいう。</p> <p>(8)「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(9)「HPC」とは、High Performance Computingの略であり、通常の個人用計算機や一般商業用計算機等と比較して高性能な計算資源を用いること及びその関連技術のことをいう。</p> <p><u>(10)「第三者」とは当該プロジェクトの「利用者および財団」以外の法人等とし、別プロジェクトの利用者は、同一法人であっても第三者とする。</u></p> <p><u>(11)「秘密情報」とは、以下のとおりとする。</u></p> <p>(イ) <u>FOCUSスパコン利用サービスの利用契約により、財団が知り得た従事者の個人情報</u></p> <p>(ロ) <u>財団が知り得た利用者側システム情報</u></p> <p>(ハ) <u>利用者のFOCUSスパコン利用履歴</u></p> <p>(ニ) <u>利用者の通信内容</u></p> <p>(ホ) <u>財団の所有するFOCUSスパコン上の記憶媒体のうち、財団が利用者の専有領域として指定した領域に、利用者が保存した電子データ</u></p> <p>(ヘ) <u>財団がシステム障害からの回復に利用するために定期的にバックアップ保存した利用者データ</u></p> <p><u>(ト) ただしジョブ統計情報は秘密情報から除外する。</u></p> <p>(利用資格)</p> <p>第6条 FOCUSスパコンの利用については、<u>政府等</u>が定める「輸出貿易管理令」等により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない人員のみが利用資格を持つ。</p> <p>(計算資源)</p> <p>第8条 FOCUSスパコン利用サービスにおいて提供する計算資源は次のとおり構成される。</p> <p>(1) 演算サーバシステム</p> <p>(2) ストレージシステム</p> <p>(3) フロントエンドサーバシステム</p> <p>(4) データ処理サーバシステム</p>

<p>(5) ワークステーションシステム (6) 講習用端末システム (7) 管理系サーバシステム (8) FOCUSスパコンネットワークシステム (9) その他</p> <p>2 利用者は、財団がプロジェクト毎に承認した期間に限り計算資源の利用権を有するものとする。 3 実施にあたって利用するデータのバックアップは、利用者が責任を持って行うこととし、予期せぬシステム停止等に伴うデータ消失について財団は一切の補償を行わない。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第14条 財団は、本約款を変更することがある。本約款に特に定めない限り、すでに締結された利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとする。財団は、本約款を変更する場合は、変更予定日の遅くとも14日前までに連絡責任者に通知する。変更内容の詳細については財団が所管するWebページに掲載する。</p> <p>(利用申請)</p> <p>第15条 FOCUSスパコン利用サービスの利用申請は、財団所定の申請書又は財団所管のWebページに表示する申請画面を印字した用紙（以下、併せて「申請書」という）に必要事項を記入の上、当該申請書を財団に書面にて提出することにより行うものとする。</p> <p>2 申請に際し、公益財団法人計算科学振興財団スーパーコンピュータシステム利用規程（以下「利用規程」という。）及び本約款を遵守する旨の誓約書に署名し財団に提出するものとする。 3 申請に際し、全従事者の身分を証明する顔写真付の公的証明書（免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、旅券等）の写しを提出すること。また、全ての従事者は利用規程及び本約款を遵守する旨の同意書に署名し財団に提出するものとする。</p> <p>(審査)</p> <p>第16条 財団は、利用申請の承認に当たっては、利用目的等に基づく審査を行う。</p> <p>(禁止事項)</p> <p>第27条 利用者は、承認を受けた利用目的にしたがって、善良な管理者の注意義務を持って、FOCUSスパコン利用サービスを利用するものとする。</p> <p>2 責任者、従事者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。 (1)利用規程又は本約款に違反する行為 (2)申請した目的以外にFOCUSスパコン利用サービスを利用する行為 (3)FOCUSスパコン利用サービスの利用において、第三者に対しアカウント又はパスワード等を提供する行為 (4)財団もしくは第三者の財産、著作権・商標権等の知的財産権、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はその恐れのある行為 (5)財団もしくは第三者の電子情報を改ざん又は消去する行為</p>	<p>(5) ワークステーションシステム (6) 講習用端末システム (7) 管理系サーバシステム (8) FOCUSスパコンネットワークシステム (9) その他</p> <p>2 利用者は、財団がプロジェクト毎に承認した期間に限り計算資源の利用権を有するものとする。 3 <u>実施にあたって利用するデータのバックアップは、利用者が責任を持って行うこととし、システム停止等に伴うデータ消失について、その理由を問わず財団は一切の補償を行わない。</u></p> <p>(約款の変更)</p> <p>第14条 財団は、本約款を変更することがある。本約款に特に定めない限り、すでに締結された利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとする。財団は、本約款を変更する場合は、<u>変更予定日の遅くとも14日前までに連絡責任者に通知するとともに財団のWebページに掲載する。</u></p> <p>(利用申請)</p> <p>第15条 FOCUSスパコン利用サービスの利用申請は、財団所定の申請書又は<u>財団のWebページ</u>に表示する申請画面を印字した用紙（以下、併せて「申請書」という）に必要事項を記入の上、当該申請書を財団に書面にて提出することにより行うものとする。</p> <p><u>2 利用申請に際し、利用を希望する法人は、本約款を遵守する旨の誓約書に署名し財団に提出するものとする。</u> <u>3 前項の申請に際し、全従事者は身分を証明する顔写真付の公的証明書（免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、旅券等）の写しを提出するとともに、本約款を遵守する旨の同意書に署名し財団に提出するものとする。</u></p> <p>(審査)</p> <p>第16条 財団は、利用申請の承認に当たっては、利用目的等に基づく審査を行う。<u>なお、審査にあたって書類等の情報提供を求める場合がある。</u></p> <p>(禁止事項)</p> <p>第27条 利用者は、承認を受けた利用目的にしたがって、善良な管理者の注意義務を持って、FOCUSスパコン利用サービスを利用するものとする。</p> <p>2 責任者、従事者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。 <u>(1)本約款に違反する行為</u> (2)申請した目的以外にFOCUSスパコン利用サービスを利用する行為 (3)FOCUSスパコン利用サービスの利用において、第三者に対しアカウント又はパスワード等を提供する行為 (4)財団もしくは第三者の財産、著作権・商標権等の知的財産権、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はその恐れのある行為 (5)財団もしくは第三者の電子情報を改ざん又は消去する行為</p>
---	--

<p>(6) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を開発する行為</p> <p>(7) 財団のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為</p> <p>(8) 財団又は第三者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与える恐れのある行為</p> <p>(9) 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において FOCUS スパコン利用サービスを利用する行為、又はその恐れのある行為</p> <p>(10) FOCUS スパコン利用サービスの提供を妨害する行為、又は妨害する恐れのある行為</p> <p>(11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、又は社会的に許されないような行為</p> <p>(12) 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為</p> <p>(13) 法令に違反する行為又はその恐れのある行為</p> <p>(14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為</p> <p>(15) その他、理事長が FOCUS スパコン利用サービスの利用者として相応しくないと判断する行為</p> <p>3 前項の事由に該当する場合には、財団は、利用契約を解除することができる。</p> <p>4 財団は、前項に基づく利用契約の解除をした場合、その旨を速やかに責任者に書面をもって通知すると共に、料金の請求を行う。</p> <p>(利用の停止、廃止)</p> <p>第 29 条 責任者は、FOCUS スパコンの利用について、次に該当するときは書面で届け出るものとする。</p> <p>(1) 一定期間の「停止」を希望するとき。</p> <p>(2) 「廃止」を希望するとき。</p> <p>(3) 災害事故等により一定期間の利用が困難なとき。</p> <p>(4) 組織が存続しなくなったとき。</p> <p>2 財団は、前項の届出を受理したときは、その旨を速やかに責任者に書面をもって通知する。なお、前項の停止、廃止の場合は、届出受理の通知と共に、料金の請求を行う。</p> <p>3 財団は、FOCUS スパコンの運用上必要な場合、その利用を停止出来るものとする。</p> <p>4 財団は、利用者が利用規程又は本約款に違反した場合、その利用を停止、又は廃止できるものとする。</p> <p>(通信の秘密の保護)</p> <p>第 31 条 財団は、FOCUS スパコン利用サービスの提供に伴い、利用者やプロジェクトにかかわる一切の秘密情報を、次の各号を除き、第三者に開示又は漏洩しない。当該秘密情報は、FOCUS スパコン利用サービスの円滑な提供を確保するためにパスワードや秘密鍵等、必要な範囲でのみ使用又は保存する。財団は、責任者、従事者が第 27 条の各号いずれかに該当する禁止行為を行い、FOCUS スパコン利用サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、FOCUS スパコン利用サービスの円滑な提供を確保するために、必要な範囲でのみ利用者の秘密に属する情報の一部、パスワード、秘密鍵、IP アドレス、通信パケット内容等を、禁止行為の停止のため利用することができるものとする。なお、本条でいう必要な範囲とは、責任者、従事者が第 27 条の各号いずれかに該当する禁止行為を行わないかを監視し、セキュリティ監査レベルを強化させるため、FOCUS スパコンネットワーク及び FOCUS スパコン上で秘密情報を扱うことをいう。</p> <p>(1) 裁判官の発布する令状により強制処分として捜査・押収等が行われる場合</p>	<p>(6) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を開発する行為</p> <p>(7) 財団のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為</p> <p>(8) 財団又は第三者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与える恐れのある行為</p> <p>(9) 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において FOCUS スパコン利用サービスを利用する行為、又はその恐れのある行為</p> <p>(10) FOCUS スパコン利用サービスの提供を妨害する行為、又は妨害する恐れのある行為</p> <p>(11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、又は社会的に許されないような行為</p> <p>(12) 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為</p> <p>(13) 法令に違反する行為又はその恐れのある行為</p> <p>(14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為</p> <p>(15) その他、理事長が FOCUS スパコン利用サービスの利用者として相応しくないと判断する行為</p> <p>3 前項の事由に該当する場合には、財団は、利用契約を解除することができる。</p> <p>4 財団は、前項に基づく利用契約の解除をした場合、その旨を速やかに責任者に書面をもって通知すると共に、料金の請求を行う。</p> <p>(利用の停止、廃止)</p> <p>第 29 条 責任者は、FOCUS スパコンの利用について、次に該当するときは書面で届け出るものとする。</p> <p>(1) 一定期間の「停止」を希望するとき。</p> <p>(2) 「廃止」を希望するとき。</p> <p>(3) 災害事故等により一定期間の利用が困難なとき。</p> <p>(4) 組織が存続しなくなったとき。</p> <p>2 財団は、前項の届出を受理したときは、その旨を速やかに責任者に書面をもって通知する。なお、前項の停止、廃止の場合は、届出受理の通知と共に、料金の請求を行う。</p> <p>3 財団は、FOCUS スパコンの運用上必要な場合、その利用を停止出来るものとする。</p> <p>4 財団は、<u>利用者が本約款に違反した場合</u>、その利用を停止、又は廃止できるものとする。</p> <p>(秘密の保護)</p> <p>第 31 条 財団は、一切の秘密情報を、次の各号を除き、第三者に開示又は漏洩しない。</p> <p><u>(1) 裁判官の発布する令状により強制処分として捜査・押収等が行われる場合</u></p> <p><u>(2) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合</u></p> <p><u>2 財団は、FOCUS スパコン利用サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ秘密情報を使用又は保存する。</u></p> <p><u>3 財団は、責任者、従事者が第 27 条の各号いずれかに該当する禁止行為を行い、FOCUS スパコン利用サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、FOCUS スパコン利用サービスの円滑な提供を確保するために、必要な範囲でのみ利用者の秘密情報を、禁止行為の停止のため利用することができる。なお、本条でいう必要な範囲とは、責任者、従事者が第 27 条の各号いずれかに該当する禁止行為を行わないかを監視し、セキュリティ監査レベルを強化させるため、FOCUS スパコンネットワーク及び FOCUS スパコン上で秘密情報を</u></p>
--	---

<p>(2)法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合</p> <p>(提供の中止)</p> <p>第33条 財団は、次に掲げる事由がある場合、FOCUSスパコン利用サービスの提供を中止することがある。</p> <p>(1)FOCUSスパコン設備、その他の財団がFOCUSスパコン利用サービスを提供するにあたり使用する設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合</p> <p>(2)天災その他の非常事態が発生し、又はその恐れがあるため、緊急を要してFOCUSスパコンの財団による運用を優先させる必要がある場合</p> <p>(3)電気通信事業者等が、財団外から財団までの電気通信サービスの提供を中止した場合</p> <p>(4)その他、理事長がFOCUSスパコン利用サービスを提供するにあたり合理的理由により必要であると判断した場合</p> <p>2 財団は、FOCUSスパコン利用サービスを中止する場合には、責任者に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>3 財団は、前項に基づきFOCUSスパコン利用サービスの提供を中止した場合に、当該中止又は当該中止の目的達成のために必要な作業等により利用者が被った損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(サービスおよびアカウントの一時停止)</p> <p>第34条 財団は、第41条に定めるアカウントの不正利用もしくはそのおそれがある場合、又は次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該プロジェクトに対するFOCUSスパコン利用サービスの提供およびアカウントを一時停止することがある。</p> <p>(1)料金の支払いを遅滞した場合</p> <p>(2)申請に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合</p> <p>(3)その他、理事長が必要と認めた場合</p> <p>2 財団は、FOCUSスパコン利用サービスおよびアカウントを一時停止する場合には、責任者に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>(利用契約の解除等)</p> <p>第37条 財団は、利用者が次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に対し何らの通知、催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとする。</p> <p>(1)破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続開始の申立があった場合、又は清算に入った場合</p> <p>(2)その他利用規程又は本約款に違反した場合</p> <p>2 責任者が、当月15日までに第29条に基づく廃止の届出をした場合、翌月末日をもって利用契約を解約することができる。</p> <p>3 前項に基づき利用契約が中途解約されたときは、財団は、既払いの料金は一切返金しないものとする。</p>	<p><u>扱うことをいう。</u></p> <p><u>4 財団が前項により秘密情報を利用する場合であっても、第2条第11号(ニ)(ホ)及び(ヘ)に定める秘密情報へのアクセス権は、FOCUSスパコン運用を行う特定作業者のみがこれを有するものとする。</u></p> <p>(提供の中止)</p> <p>第33条 財団は、次に掲げる事由がある場合、FOCUSスパコン利用サービスの提供を中止することがある。</p> <p>(1)FOCUSスパコン設備、その他の財団がFOCUSスパコン利用サービスを提供するにあたり使用する設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合</p> <p>(2)天災その他の非常事態が発生し、又はその恐れがあるため、緊急を要してFOCUSスパコンの財団による運用を優先させる必要がある場合</p> <p>(3)電気通信事業者等が、財団外から財団までの電気通信サービスの提供を中止した場合</p> <p>(4)その他、理事長がFOCUSスパコン利用サービスを提供するにあたり合理的理由により必要であると判断した場合</p> <p>2 財団は、FOCUSスパコン利用サービスを中止する場合には、<u>連絡責任者</u>に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>3 財団は、前項に基づきFOCUSスパコン利用サービスの提供を中止した場合に、当該中止又は当該中止の目的達成のために必要な作業等により利用者が被った損害について賠償の責任を負わない。</p> <p>(サービスおよびアカウントの一時停止)</p> <p>第34条 財団は、第41条に定めるアカウントの不正利用もしくはその<u>恐れ</u>がある場合、又は次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該プロジェクトに対するFOCUSスパコン利用サービスの提供およびアカウントを一時停止することがある。</p> <p>(1)料金の支払いを遅滞した場合</p> <p>(2)申請に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合</p> <p>(3)その他、理事長が必要と認めた場合</p> <p>2 財団は、FOCUSスパコン利用サービスおよびアカウントを一時停止する場合には、<u>連絡責任者</u>に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>(利用契約の解除等)</p> <p>第37条 財団は、利用者が次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に対し何らの通知、催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとする。</p> <p>(1)破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続開始の申立があった場合、又は清算に入った場合</p> <p><u>(2)本約款に違反した場合</u></p> <p>2 責任者が、当月15日までに第29条に基づく廃止の届出をした場合、翌月末日をもって利用契約を解約することができる。</p> <p>3 前項に基づき利用契約が中途解約されたときは、財団は、既払いの料金は一切返金しないものとする。</p>
---	---

(追加ストレージ領域)

第43条 「追加作業ストレージ領域」とは、FOCUSスパコン利用サービスに付随して、追加費用を負担することで提供されるプロジェクト専用提供ストレージ領域であり、別に定める容量あたりの単価で、同じく別に定める上限まで提供する。データのバックアップ保存に関しては、利用者が責任を持って行うものとする。なお、利用者の責によりファイルシステム容量が不足したとしても財団は一切の責任を負わない。

(附 則) この約款は、平成23年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成23年7月15日から施行する。

この約款の変更は、平成23年10月17日から施行する。

この約款の変更は、平成24年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成25年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成26年1月6日から施行する。

この約款の変更は、平成26年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成26年6月1日から施行する。

平成26年度FOCUSスパコン利用料金表

■アカウント発行料、スパコンシステム利用料、ストレージシステム利用料等

区分	金額 (消費税抜き)	備考
アカウント発行	従事者1名あたり 10,000 円	
Aシステム	【従量利用】 ・基本料金 1ノード・時間あたり 100 円 ・並列割引料金 2~4ノード 1ノード・時間あたり 95 円 5~8ノード 1ノード・時間あたり 90 円 9~16ノード 1ノード・時間あたり 85 円 17~32ノード 1ノード・時間あたり 80 円 33~48ノード 1ノード・時間あたり 75 円 49~64ノード 1ノード・時間あたり 70 円 65~80ノード 1ノード・時間あたり 65 円 81~96ノード 1ノード・時間あたり 60 円 97~112ノード 1ノード・時間あたり 55 円 113ノード以上 1ノード・時間あたり 50 円 【期間占有 (日単位)】 ・基本料金	トライアルユース対象は、A、B、C、D、Eシステム従量利用とする。 トライアルユース期間は、年度内とする。 トライアルユースは、上限10,000円(消費税抜き)分のノード・時間の利用とする。

(追加ストレージ領域)

第43条 「追加作業ストレージ領域」とは、FOCUSスパコン利用サービスに付随して、追加費用を負担することで提供されるプロジェクト専用提供ストレージ領域であり、別に定める容量あたりの単価で、同じく別に定める上限まで提供する。データのバックアップ保存に関しては、利用者が責任を持って行うものとし、予期せぬシステム停止等に伴うデータ消失について財団は一切の保証をしない。また、利用者の責によりファイルシステム容量が不足したとしても財団は一切の責任を負わない。

(附 則) この約款は、平成23年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成23年7月15日から施行する。

この約款の変更は、平成23年10月17日から施行する。

この約款の変更は、平成24年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成25年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成26年1月6日から施行する。

この約款の変更は、平成26年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成26年6月1日から施行する。

この約款の変更は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年度FOCUSスパコン利用料金表

■アカウント発行料、スパコンシステム利用料、ストレージシステム利用料等

区分	金額 (消費税抜き)	備考
アカウント発行	従事者1名あたり 10,000 円	
Aシステム	【従量利用】 ・基本料金 1~8ノード 1ノード・時間あたり 100 円 ・並列割引料金 9~16ノード 1ノード・時間あたり 90 円 17~24ノード 1ノード・時間あたり 80 円 25~32ノード 1ノード・時間あたり 70 円 33~40ノード 1ノード・時間あたり 60 円 41ノード以上 1ノード・時間あたり 50 円 【期間占有 (日単位)】 ・基本料金 1~8ノード 1ノード・日あたり 2,400 円 ・並列割引料金 9~16ノード 1ノード・日あたり 2,160 円 17~24ノード 1ノード・日あたり 1,920 円 25~32ノード 1ノード・日あたり 1,680 円	トライアルユース対象は、A、B、C、D、Eシステム従量利用とする。 トライアルユース期間は、年度内とする。 トライアルユースは、上限10,000円(消費税抜き)分のノード・時間の利用とする。

	<p>1 ノード・日あたり 2,400 円</p> <p>・並列割引料金</p> <p>2~4 ノード 1 ノード・日あたり 2,280 円</p> <p>5~8 ノード 1 ノード・日あたり 2,160 円</p> <p>9~16 ノード 1 ノード・日あたり 2,040 円</p> <p>17~32 ノード 1 ノード・日あたり 1,920 円</p> <p>33~48 ノード 1 ノード・日あたり 1,800 円</p> <p>49~64 ノード 1 ノード・日あたり 1,680 円</p> <p>65~80 ノード 1 ノード・日あたり 1,560 円</p> <p>81~96 ノード 1 ノード・日あたり 1,440 円</p> <p>97~112 ノード 1 ノード・日あたり 1,320 円</p> <p>113 ノード以上 1 ノード・日あたり 1,200 円</p>					<p>33~40 ノード 1 ノード・日あたり 1,440 円</p> <p>41 ノード以上 1 ノード・日あたり 1,200 円</p>	
Aシステム	<p>【期間占有（月単位）】</p> <p>1 ノード・月あたり 46,080 円</p>	<p>利用期間の単位は、利用当 月の 1 日から末日までの 1 か月とする。</p>				<p>【期間占有（月単位）】</p> <p>1 ノード・月あたり 46,080 円</p>	<p>利用期間の単位は、利用当 月の 1 日から末日までの 1 か月とする。</p>
	<p>【期間占有（年度単位）】</p> <p>16 ノード・年あたり 7,008,000 円</p>	<p>Aシステム期間占有（年度 単位）は 16 ノード単位の み。ノードの増減は不可。 提供上限 1 単位（16 ノー ド）。</p>				<p>【期間占有（年度単位）】</p> <p>16 ノード・年あたり 7,008,000 円</p>	<p>Aシステム期間占有（年度 単位）は 16 ノード単位の み。ノードの増減は不可。 提供上限 1 単位（16 ノー ド）。</p>
Bシステム	<p>【従量利用】</p> <p>1 ノード・時間あたり 100 円</p>					<p>【従量利用】</p> <p>1 ノード・時間あたり 100 円</p>	
	<p>【期間占有（日単位）】</p> <p>1 ノード・日あたり 2,400 円</p>					<p>【期間占有（日単位）】</p> <p>1 ノード・日あたり 2,400 円</p>	
Cシステム	<p>【従量利用】</p> <p>1 ノード・時間あたり 80 円</p>					<p>【従量利用】</p> <p>1 ノード・時間あたり 80 円</p>	
	<p>【期間占有（日単位）】</p> <p>1 ノード・日あたり 1,920 円</p>					<p>【期間占有（日単位）】</p> <p>1 ノード・日あたり 1,920 円</p>	
	<p>【期間占有（月単位）】</p> <p>1 ノード・月あたり 36,864 円</p>	<p>利用期間の単位は、利用当 月の 1 日から末日までの 1 か月とする。</p>				<p>【期間占有（月単位）】</p> <p>1 ノード・月あたり 36,864 円</p>	<p>利用期間の単位は、利用当 月の 1 日から末日までの 1 か月とする。</p>
	<p>【期間占有（年度単位）】</p> <p>4 ノード・年あたり 1,401,600 円</p>	<p>Cシステム期間占有（年度 単位）は 4 ノード単位の み。ノードの増減は不可。 提供上限 5 単位（20 ノー ド）。</p>				<p>【期間占有（年度単位）】</p> <p>4 ノード・年あたり 1,401,600 円</p>	<p>Cシステム期間占有（年度 単位）は 4 ノード単位の み。ノードの増減は不可。 提供上限 5 単位（20 ノー ド）。</p>
Dシステム	<p>【従量利用】</p> <p>1 ノード・時間あたり 300 円</p>					<p>【従量利用】</p> <p>・基本料金</p> <p>1~32 ノード 1 ノード・時間あたり 300 円</p> <p>・並列割引料金</p> <p>33~40 ノード 1 ノード・時間あたり 285 円</p> <p>41~48 ノード 1 ノード・時間あたり 270 円</p> <p>49~64 ノード 1 ノード・時間あたり 255 円</p> <p>65 ノード以上 1 ノード・時間あたり 240 円</p>	
	<p>【期間占有（日単位）】</p> <p>1 ノード・日あたり 7,200 円</p>					<p>【期間占有（日単位）】</p> <p>・基本料金</p> <p>1~32 ノード 1 ノード・日あたり 7,200 円</p> <p>・並列割引料金</p> <p>33~40 ノード 1 ノード・日あたり 6,840 円</p> <p>41~48 ノード 1 ノード・日あたり 6,480 円</p> <p>49~64 ノード 1 ノード・日あたり 6,120 円</p> <p>65 ノード以上 1 ノード・日あたり 5,760 円</p>	
	<p>【期間占有（月単位）】</p> <p>1 ノード・月あたり 172,800 円</p>	<p>利用期間の単位は、利用当 月の 1 日から末日までの</p>					

		1か月とする。					
	【期間占有（年度単位）】 4ノード・年あたり 5,256,000円	Dシステム期間占有（年度単位）は4ノード単位のみ。ノードの増減は不可。提供上限6単位（24ノード）。			【期間占有（月単位）】 1ノード・月あたり 172,800円	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とする。	
	【期間占有（年度単位）】 4ノード・年あたり 5,256,000円	Dシステム期間占有（年度単位）は4ノード単位のみ。ノードの増減は不可。提供上限6単位（24ノード）。			【期間占有（月単位）】 1ノード・月あたり 172,800円	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とする。	
Eシステム	【従量利用】 1ノード・時間あたり 2,700円			Eシステム	【従量利用】 1ノード・時間あたり <u>600円</u>		
	【期間占有（日単位）】 1ノード・日あたり 64,800円				【期間占有（日単位）】 1ノード・日あたり <u>14,400円</u>		
	【期間占有（月単位）】 1ノード・月あたり 1,555,200円	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とする。			【期間占有（月単位）】 1ノード・月あたり <u>345,600円</u>	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とする。	
	【期間占有（年度単位）】 2ノード・年あたり 23,652,000円	Eシステム期間占有（年度単位）は2ノード単位のみ。ノードの増減は不可。提供上限8単位（16ノード）。			【期間占有（年度単位）】 2ノード・年あたり <u>5,256,000円</u>	Eシステム期間占有（年度単位）は2ノード単位のみ。ノードの増減は不可。提供上限8単位（16ノード）。	
ストレージ	【ホーム領域】 1課題につき200GB無償割当	ホーム領域へのストレージ追加は不可。		ストレージ	【ホーム領域】 1課題につき200GB無償割当	ホーム領域へのストレージ追加は不可。	
	【ホーム兼ワーク領域（追加ストレージ領域）】 10GB・月あたり 300円 10GB・年度一括 3,000円	ストレージを追加する場合は、全てホーム兼ワーク領域への追加。提供上限16TB。			【ホーム兼ワーク領域（追加ストレージ領域）】 10GB・月あたり 300円	ストレージを追加する場合は、全てホーム兼ワーク領域への追加。提供上限16TB。	
フロントエンドサーバ	【共用】 無償	ファイルシステム管理、ジョブ管理等、debug キューの制限時間を超えない短時間ジョブの実行用途に限る。		フロントエンドサーバ	【共用】 無償	ファイルシステム管理、ジョブ管理等、debug キューの制限時間を超えない短時間ジョブの実行用途に限る。	
	【専用】 ・Light (2.26GHz 12コア 48GB RAM 500GB HDD) 1台・月あたり 50,000円 ・Heavy (2.26GHz 12コア 48GB RAM 1800GB HDD) 1台・月あたり 60,000円 ・Thin (2.2GHz 4コア 8GB RAM 1000GB HDD) 1台・月あたり 40,000円 ・Medium (2.8GHz 20コア 64GB RAM 6000GB HDD) 1台・月あたり 70,000円 ・Fat (Medium + Xeon Phi 5110P 1基) 1台・月あたり 100,000円	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とする。 専用フロントエンドサーバ上でのジョブの実行は自由			【専用】 ・Light (2.26GHz 12コア 48GB RAM 500GB HDD) 1台・月あたり 50,000円 ・Heavy (2.26GHz 12コア 48GB RAM 1800GB HDD) 1台・月あたり 60,000円 ・Thin (2.2GHz 4コア 8GB RAM 1000GB HDD) 1台・月あたり 40,000円 ・Medium (2.8GHz 20コア 64GB RAM 6000GB HDD) 1台・月あたり <u>50,000円</u> ・Fat (Medium + Xeon Phi 5110P 1基) 1台・月あたり 100,000円	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とする。 専用フロントエンドサーバ上でのジョブの実行は自由	
ソフトウェア	・Gaussian 09 1ノード・時間相当あたり 120円 ・MIZUHO/BioStation 1ノード・時間相当あたり 80円			ソフトウェア	・Gaussian 09 1ノード・時間相当あたり 120円		

	<ul style="list-style-type: none"> Parallel CONFLEX 1ノード・時間相当あたり 80円 				<ul style="list-style-type: none"> MIZUHO/BioStation 1ノード・時間相当あたり 80円 Parallel CONFLEX 1ノード・時間相当あたり 80円 	
その他	<p>【コンピュータ室への機器持込み】 1台・月あたり 10,000円</p> <p>【貸出HDD】</p> <ul style="list-style-type: none"> 物理容量 32TB 1台・日あたり 1,500円 物理容量 20TB 1台・日あたり 1,000円 物理容量 6TB 1台・日あたり 500円 	機器持込みは「HPCを活用した新産業の振興」目的に限る。		その他	<p>【コンピュータ室への機器持込み(占有利用)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>サーバ(ペDESTAL)</u> 1台・月あたり 10,000円 (1台あたり消費電力 1kW 以内) <u>サーバ(ラック搭載・共用領域)</u> 1U・月あたり 20,000円 (1Uあたり消費電力 1kW 以内) <u>サーバ(ラック搭載・占有領域)</u> 区画(8U) 使用料 月あたり 10,000円 1U・月あたり 20,000円 (1Uあたり消費電力 1kW 以内) <p>【コンピュータ室へのネットワーク接続(共用ベストエフォート)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1000BASE-T 接続 1ポート・月あたり 5,000円 10GBASE-SR 接続 1ポート・月あたり 10,000円 10GBASE-LR 接続 1ポート・月あたり 20,000円 <p>【貸出HDD】</p> <ul style="list-style-type: none"> 物理容量 32TB 1台・日あたり 1,500円 物理容量 20TB 1台・日あたり 1,000円 物理容量 6TB 1台・日あたり 500円 	機器持込みは「HPCを活用した新産業の振興」目的に限る。